

茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書の改定内容

現 行	改 定	改定理由
<p>第1編 共通編 第3章 無筋・鉄筋コンクリート 第5節 現場練りコンクリート 3-5-3 配合 (P1-1-38)</p> <p>3. 請負人は、土木コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用する水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とするものとする。</p> <p>第7節 鉄筋工 3-7-6 ガス圧接 (P1-1-47)</p> <p>5. 突き合わせた圧接面は、なるべく平面とし、周辺のすき間は3mm以下とするものとする。</p>	<p>第1編 共通編 第3章 無筋・鉄筋コンクリート 第5節 現場練りコンクリート 3-5-3 配合 (P1-1-38)</p> <p>3. 請負人は、土木コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用する水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とするものとする。</p> <p><u>なお、次の構造物は適用除外とする。</u></p> <p><u>(1) 仮設構造物（建設後数年の内に撤去するもの）</u></p> <p><u>(2) 最大高さ1m未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物</u></p> <p><u>(3) 管（函）渠等（φ600未満、600mm×600mm未満）の構造物</u></p> <p><u>(4) 道路照明、標識、防護柵等の構造物</u></p> <p><u>(5) 耐久性を期待しない構造物</u></p> <p><u>(6) 河川における護岸構造物（特殊堤及び船着場等は除く）</u></p> <p>第7節 鉄筋工 3-7-6 ガス圧接 (P1-1-47)</p> <p>5. 突き合わせた圧接面は、なるべく平面とし、周辺のすき間は<u>以下のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) SD490以外の鉄筋を圧接する場合：すき間3mm以下</u></p> <p><u>(2) SD490の鉄筋を圧接する場合：すき間2mm以下</u></p> <p><u>但し、SD490以外の鉄筋を自動ガス圧接する場合はすき間は2mm以下とする。</u></p>	<p>水セメント比の適用除外について周知の必要</p> <p>鉄筋のガス圧接工事標準仕様書の改定</p>

茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書の改定内容

現 行	改 定	改定理由
<p>第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第2節 適用すべき諸基準 (P1-3-8)</p> <p>請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編Ⅱ鋼橋編）（平成14年3月）</p> <p style="text-align: center;">・</p> <p style="text-align: center;">・</p> <p>厚生労働省 手すり先行工法に関するガイドライン（平成15年）</p> <p style="text-align: center;">・</p>	<p>第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第2節 適用すべき諸基準 (P1-3-8)</p> <p>請負人は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編Ⅱ鋼橋編）（平成14年3月）</p> <p style="text-align: center;">・</p> <p style="text-align: center;">・</p> <p>厚生労働省 手すり先行工法に関するガイドライン（平成15年）</p> <p>厚生労働省 <u>足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱</u> (平成24年2月)</p> <p style="text-align: center;">・</p>	<p>足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の策定</p>